

要介護認定の申請について（新規、更新、区分変更、要支援からの変更（新規）、転入）

1 介護保険要介護認定申請書の記入要領について

- ・「申請区分」の欄は、特に誤りのないようレ点を入れてください。
- **代行事業者による申請の場合**
 - ・「申請者」の欄は、実際に申請書を提出する方の氏名を記入してください。
 - ・「提出代行者の名称・所在地・電話番号」の欄には、提出代行事業者の情報を記入してください。
- **家族等による申請の場合**
 - ・「申請者」の欄に、実際に申請に来られる方の氏名・フリガナ・住所・電話番号を記入してください。
 - ・申請者が被保険者本人の場合、「申請者住所」の欄は、記入の必要はありません。
- **共通（代行事業者・家族等）**
 - ・「被保険者番号」の欄は、介護保険被保険者証の番号を記入してください。
 - ・「個人番号」の欄は、個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票の写しに記載された番号を記入してください。
 - ・「住所」の欄は、住民票の住所を記入してください。
 - ・「主治医」の欄は、意見書を書いた医師について記入してください。
 - ・「現在の要介護状態区分等」、「変更申請の理由」の欄は、初めて申請する場合は、記入の必要はありません。
 - ・認定調査について該当箇所にレ点を入れるとともに、連絡先（携帯電話可）、調査の場所、調査の立会い、連絡事項等できるだけ詳細に記入してください。
 - ・第2号被保険者の場合は、介護保険課において個人番号を用い、医療保険加入情報の確認を行うため、「個人番号」の欄及び「医療保険」の欄に内容を記入してください。また、介護保険の適用になる16種類の「特定疾病名」も記入してください。なお、介護保険被保険者証の交付申請をしていない場合は、「介護保険被保険者証交付申請書」を提出してください。
 - ・最下段の「被保険者」欄は、自署又は記名押印してください。
 - ・記入漏れ等がないように御注意ください。

2 主治医の意見書について（市内の医療機関に配布しています。）

- ・主治医がない場合は、御自身で医師を選んで、意見書を書いてもらってください。
- ・意見書（封入）は、開封すると無効になるので御注意ください。
- ・主治医の意見書作成の手数料は、保険者（高松市）が負担しますので本人負担はありません。ただし、意見書の作成時に診療や検査等を実施した場合は医療扱いとなりますので、医療費の負担が必要な場合もあります。

3 認定申請書の提出について

- ・①認定申請書、②介護保険被保険者証、③主治医の意見書（封入）の以上3点をそろえて、**申請者の本人確認ができる書類（運転免許証等）、被保険者のマイナンバーカード等個人番号がわかる書類**を持参の上、介護保険課（高松市役所1階27番・28番窓口）へ提出してください。
- ・総合センター・支所・市民サービスセンターにも提出できます。
- **代行事業者による申請の場合**
 - ・申請受付は、高松市役所1階27番・28番窓口のみです。

問い合わせ先

高松市健康福祉局 長寿福祉部 介護保険課（高松市役所1階27番・28番窓口）

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL (087) 839-2326

FAX (087) 839-2337